

「風の人」準備号4 (97年10月11日)

////////////////////////////////////

10/21 公判開始まで、あと11日!

共に浮かぶ会の皆様!

97年9月21日 城崎 勉

今日は、9月21日ですから、会の設立者の一人と〇〇&△△たちはそろって私の実家訪問中ということになるな...なんて朝から何度も考えたりしております。せつかくの皆さんの訪問なのだけど、きつと得るところ少なし、という結果だろうな、とも。

私自身は、カトマンズで捕まったのが9/19、ネパールから合衆国への移送が9/22~23、この拘置所に収容されたのが9/26、一年間が瞬く間に過ぎてしまったという感じがします。

先日(18日)、早朝に突然「今日、出廷!」と言われ渡されました。

合衆国の場合、ほとんどの裁判所に隣接している拘置所があります。隣接というよりも、拘置所は裁判所の一部という方がより正確でしょう。

したがって、普通、「出廷!」と言う場合、7:30分頃から地下の仮監へと集められ、そこで腰にチェーンを巻かれ、そのチェーンに手錠を固定され、かつ、5人ずつ数珠つなぎにされて、地下通路を通過して、隣の(?)裁判所の監獄区へと行くこととなります。といっても、私は地下通路へとつながっている空間(広間)へと数珠つなぎになった彼らが進んでいくというのを二度三度、視認したことがあるだけで、それから先へは行ったことはないのです。なぜなら、私の場合、裁判はワシントンD.C.の連邦地裁で行われ、この拘置所へは「預かり」という形になっているからです。(D.C.の連邦地裁は拘置所を併設しておらず、そこへ出廷するもので)拘置中の者のすべては、どこかの拘置所への「預かり」ということとなります。)

さて「預かり」の身分である私の場合は、「今日、出廷!」と言われたら、自分の房から地下の仮監へと引っ張り出される時間がすごく早いのです。たいがいは6:30、時には6:00ということも。というのも、いつD.C.側からお迎えがくるかが不明だからです。朝のラッシュを時を避けてくる早く来る(7時頃)というのがよくあるパターンですが、時には10時頃に来たり、ということもあります。それを、完全に拘置施設の外へ出ることになるので、腰チェーンつき手錠に加えて鎖つきの足錠を装備(?)ということになります。歩く距離なんてほんの少しですが、護送用の車まで、片足を進める毎にジャラジャラと言わせながら、そう丁度、おしめをした子供がヨタヨタ歩くような感じで歩を進めなければなりません。なぜかというと、足錠がぶつからないように少し股を広げて歩かねばならないし、一步の歩幅も鎖の長さに制限されるからです。("Let's go!"なんて随行のポリに言われて、そのポリと同じような歩調でもとろうものなら、とたんに両足に痛み。ヘタをすればバタンとひっくりかえってしまうかもしれません。なにしろ、バランスをくずした場合、腹部前方で固定されている手にバランス回復作用を要求するのはちょっと無理な相談というものだからです。でも、ひっくり返ったという光景はいまだ見たことはありません。)

前置きが長くなってしまいました。

この日法廷(hearing)の中心テーマでは、来たる公判に向けた陪審員の選定に関して、判事が、

検察・弁護士双方と意見交流し、方向性を確認していくことにあったようです。選定開始の日、その人数などなどで手短なやりとりが交わされました。

それ以外に、この日の法廷で話され、私が記憶していることは、以下 A→D です。

A 検察側が相も変わらず「新たな事実発見(!)」を続けていて、次々とそれを提出している様子なのですが、最新のものとして、ホテルの壁から新たな指紋が見つかり、他方、ロケットの発射筒が入っていた箱からは血が発見された、ただし、その鑑定(?→翻訳)には2週間ぐらいかかる、云々というものです。

これに対して、判事の方が、それはあまりにも時間がかかりすぎではないか。そういうことでは弁護側が反証のための準備をする時間がなくなるではないか、証拠提出期限は、今から一週間以内とする。それ以降の証拠採用することはできない、などと裁定。

以前の hearing での確認では、証拠提出期限は、公判開始日 60 日までということだったのです。ということは、その確認時点では 5/31 がその最終日、現在、公判が 10/20 へと延びたことから、8/21 がそれということになります。それがいつの日にか、前の確認がうやむやというか、ないがしろにされたというか、こうした在り方自体、大きな問題です。加えて、私はこの日の検察発言は単なる脅しでしかないと把(*ママ)えています。そして、むしろ、へんな制限なんかして検察を助けてやるよりも、そういった「証拠」を是非とも提出させるべきだとすら考えています。というのも、今頃になって、壁から指紋だとか、箱から血を見つけ出したなどということ自体がおかしな話なのです。そういうおかしな話を今頃、公然とだせるということ自体に彼らがウソ製造能力を有していることをはっきりと示しています。そして、更に、もしそれらが私のものだなどということになれば、実はどのようにして11年余り前に、5週間余りも経ってから私の指紋と認定できたかという不可解なプロセスのなぞを解かガキをも提供してくれることにつながるだろうと考えています。

B 検察側が証人申請を「日本赤軍に関する専門家」なる人物について、弁護士が法廷を証言の場にすべきであり、講義・講演の場にしないという条件を要求して、少々やりとり。

他にも、爆発物だけでも似たような専門家が3人もならべられていることへの弁護士からの疑問と若干のやりとり。

C また検察側がインドネシア人を12人も証人としていることに対して、判事が、その翻訳者など、裁判所の方では予算の都合からしても無理であり、国(検察)側はそれらに責任を持って欲しい云々と要求。

しかし、そうすることは、国側が自分たちに都合のいいような翻訳もできるということにも。

D 検察側が、被告は86年当時はヒゲなしだったのだから、公判に際してヒゲをそることを要求する云々。これに対して、弁護士は、あっさりヒゲをそることに異議はないと応じたので、motionとしては却下。(合意事項になってしまったが、争点としての価値なし=失効→却下となるそうです)。

しかし、事件当時、問題になっている石田氏や菊池氏はヒゲなしだったかもしれないが、私がヒゲなしだったなどという検察の論理に何ら反撃することもしない弁護士の在り方に、またか！という思いでした。

この hearing に先立って、弁護士がほんのちよっとの面会、そこで....

(1) 8/14 にメガメ作りのために検眼に行った医者は、なにかの手違いで処方箋のみを拘置所当局

に送り——信じられないような話!——、それが D.C.のポリスへと送られ……。とにかく、今週中に(という事は、この 18 日か翌日 19 日というハズ)には私のところに届くということが判明した、というストーリー。しかし、これはストーリー、やはり届かなかったよ。

(2) 裁判資料(の差入れ)(?)! オー、忘れていた、すぐやる。という具合に相変わらず甘い口約束。時間がなくて書けなかったけど、K 弁護士への資料送付は一体どうなっているのかな(?)! まさか、こっちの方も“オー、忘れていた”なんてのではないでしょうな……。

この前、会の H 氏のところへ手紙を書いている、その終わりぐらいのところ、ボールペンのインク切れとなってしまいました。この時のあて名書きは、看守氏からボールペンを借りて、ヘンな姿勢で…というものでした。ボールペンとか合衆国内用封筒とかを購入手続きしているのですが、なぜか私には届きません。今、書いているこのボールペンも、他のプリズナーから譲ってもらったもの。この前、あの小さな封筒とかメガネの件でもそうだけど、ヘンなところでイヤガラセをしているみたいです。なんとまあ心貧しき「民主主義」の国であることか、という気持ちです。でもそれは私の闘士をかき立てるだけなのにね、アハハ……。

P.S. K 弁護士と T 弁護士の直接電話がうまく働いていることを希ってやみません。

城崎 生